

2008年漁業センサス実施計画概要(案)

I 2008年漁業センサスの役割

1 我が国水産業をめぐる動き

- (1) 我が国漁業は、周辺水域の水産資源の悪化等が進み、漁業生産量が減少し漁業就業者の高齢化と減少が引き続き進むなど厳しい状況に直面している。一方、国際化が進展する中で、世界の水産物需要は、健康志向等の高まりを背景に増加を続けており、海外からの輸入に大きく依存する我が国としては、世界的な資源管理とともに、我が国水産資源の維持・管理の重要性が増大してきている。
- (2) また、水産業・漁村は豊かな自然環境や交流の場の提供などの多面的機能を有しており、これらの機能に対する国民の期待も高まっている。
- (3) このような状況の中で、水産基本法（平成13年6月）に基づく新しい基本計画が、平成19年3月に策定され、今後、①水産資源の回復・管理の推進、②国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、③水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開、④漁村等の総合的整備と多面的機能の発揮、⑤未来を拓く新技術の開発と普及等に関する施策を展開していくこととしている。

2 漁業センサスの基本的な役割

漁業センサスは、1949年（昭和24年）3月に第1次漁業センサスを実施して以来、5年ごとに実施し、2008年漁業センサスは12回目となる。（別添1「漁業センサスの沿革」参照）

漁業センサスの基本的な役割は、以下のとおりである。

- (1) 我が国漁業の生産構造、就業構造等の実態と変化を明らかにする。

我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握し、新しい水産基本計画に基づく水産行政施策の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供する。

- (2) 漁業に関する小地域統計を作成し、地域における統計利用を促進する。

国、都道府県、市町村における水産業振興施策の推進等に資するため、全国・大海区別や都道府県別に加え、市区町村別などの小地域ごとに統計資料を整備し、提供する。

- (3) 各種水産統計調査の実施に必要な母集団を整備する。

水産基本計画に基づく水産行政施策の推進に必要な各種の水産統計調査を効率的に実施するため、これに必要な情報を備えた母集団を整備し、提供する。

3 2008年漁業センサスの視点

2008年漁業センサスにおいては、上記の基本的な役割を果たすことを基本とし、新しい水産基本計画に基づく水産行政に的確に対応するため、次のような視点から調査を実施することとする。

- (1) 漁業経営体の動向及び資源管理に関する調査内容を拡充し、その実態を明らかにする。

我が国漁業においては、担い手の高齢化と減少が引き続き進行し、担い手の育成・確保が一層重要となっていることから、新たに新規就業者の把握などの調査内容を拡充し、その実態を明らかにする。また、国際的な漁獲規制が強まる中、今後期待が高まるまぐろ類養殖の実態を把握する。

- (2) 漁業地域の活性化への取組実態を総合的に明らかにする。

漁村地域の活性化が重要となっていることから、漁家民宿や遊漁の利用者数など漁業経営の多角化の実態について把握するなど調査内容を拡充する。

また、既に作成されている農林業センサス地域データ・ベースに2008年漁業センサスの調査結果を加え、総合的な農林漁業センサス地域データ・ベースを構築する。

- (3) 水産物の流通・加工業の実態を明らかにする。

水産物の流通・加工業は、水産物の供給システムを担う重要な部門であることから、引き続き水産物の流通・加工業の実態を明らかにするとともに、水産加工業における外国人の雇用の実態を新たに把握する。また、別途統計部が実施している水産加工統計調査の実施に必要な母集団情報を提供するため、水産加工品の生産量を把握する。

Ⅱ 2008年漁業センサスの改善点

2008年漁業センサスにおいては、我が国漁業及び水産行政の動向、プライバシー意識の高まり等の調査環境の変化、国家公務員の総人件費改革等の動きを踏まえ、調査員、調査客体等の負担軽減などに配慮して、以下の改善を図る。

1 漁業従事者世帯調査等の廃止

プライバシー意識の高まり等の調査環境の変化と調査員、調査客体等の負担軽減への対応を図るため、漁業従事者世帯調査を廃止し、水産行政に必要な漁業就業者数は漁業経営体調査の中で把握する。また、水産物流通機関調査のうち水産物卸売業者及び水産物買受人を対象とした調査を廃止し、水産物の卸売業者数及び買受人業者数は魚市場調査の中で把握する。(別添2「2008年漁業センサス調査体系の見直し」参照)

2 調査項目の見直し

漁業センサスの調査項目については、利活用を踏まえて廃止・簡素化を行うとともに、調査の対象を明確化し、それに伴い把握困難な調査項目を廃止する。

この中で、海面漁業地域調査については、漁業地区及び漁業集落を対象とした地域の伝統行事、イベントや生活環境施設の状況等の調査項目を廃止する。

また、センサスでは総数の把握、所在の確認のみを行い、詳細な内容はセンサス結果を母集団とする別途の調査で把握することとする。

3 調査方法の見直し

(1) これまで調査客体への面接聞き取りにより実査を行ってきた調査については、自計申告を基本とした調査方法へ移行して実施する。なお、調査客体の了解を得られた場合には、引き続き面接聞き取りの調査方法により実査を行うことができるものとする。

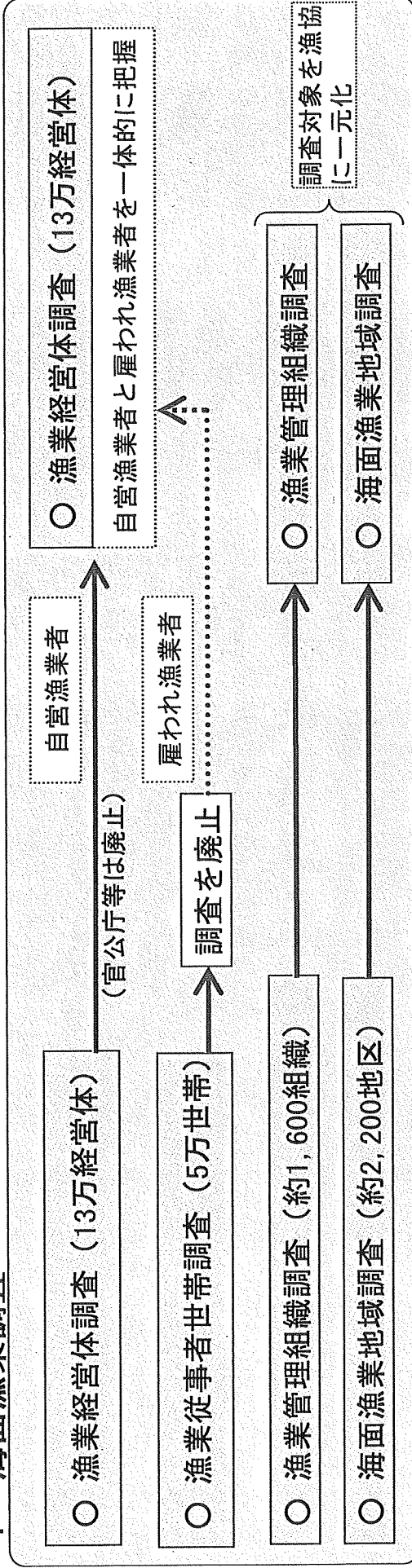
(2) また、国家公務員の総人件費改革に伴う農林水産統計分野の定員削減に対応するため、これまで職員調査で行ってきた調査については調査員調査へ移行する。

Ⅲ 2008年漁業センサスの調査体系

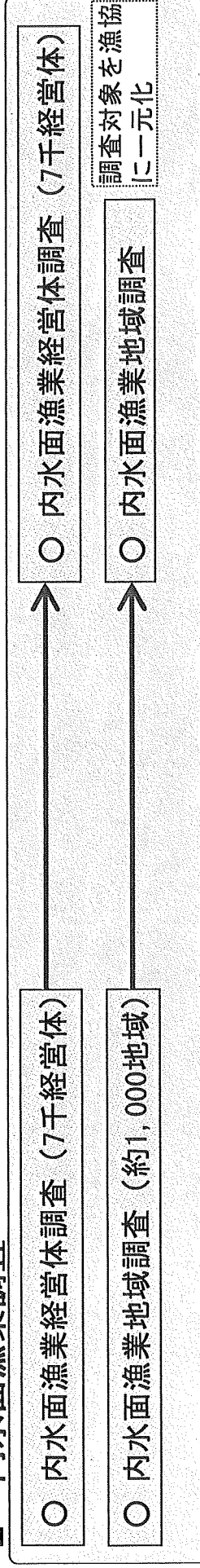
| 調査の名称 | 調査の範囲 | 調査対象 | 調査の系統 | 調査の方法 | 主な調査事項 |
|------------|------------------------------------|--------------|---|--|--|
| 海面漁業調査 | 海面に沿う市区町村 | 漁業経営体 | 農林水産省 — 都道府県 — 市区町村 — 調査員 | 調査員が調査客体に調査票を配布し、調査計申告する方法 注：面接聞き取りの方法について、調査客体の了解を得られた場合には、実施することができ | 個人漁業経営体の世帯員数、従事状況、漁業従事日数、兼業保有、漁船隻数・トン数、漁業種類、養殖施設規模、雇用者数、漁獲物の販売金額 |
| | | 漁業管理組織 | | | |
| 海面漁業地域調査 | | 漁業協同組合 | | | 管理対象魚種・漁業種類、参加漁業経営体数、漁業管理の内容 |
| 内水面漁業経営体調査 | 共同漁業権が設定されている湖沼及び内水面漁業経営体の所在する市区町村 | 内水面漁業経営体 | 農林水産省 — 地方 — 地統計組織 — 調査員 | 調査員が調査客体に調査票を配布し、又は申告する場合には報告 | 個人漁業経営体の世帯員数、従事状況、漁業従事日数、兼業保有、漁船隻数・トン数、漁業種類、養殖施設規模、雇用者数、漁獲物の販売金額 |
| | | 内水面漁業協同組合 | | | |
| 内水面漁業地域調査 | 内水面において漁業権行使区分される内水面漁業地域 | 内水面漁業協同組合 | | 調査員が調査客体に調査票を配布し、又は申告する場合には報告 | 組合員数、漁場環境改善の取組、生産した種苗の種類、放流量、遊漁承認証発行枚数、水産物直販所利用者数 |
| | | 魚市場 | | | |
| 流通加工調査 | 海面に沿う市区町村 | 魚市場 | | 調査員が調査客体に調査票を配布し、又は申告する場合には報告 | 売場面積、卸売業者・買受人数、取扱数量・金額、衛生管理機器の設置状況 |
| | | 冷凍・冷蔵、水産加工工場 | | | |
| 流通加工調査 | 全国の市区町村 | 冷凍・冷蔵、水産加工工場 | | 調査員が調査客体に調査票を配布し、又は申告する場合には報告 | 事業種類、従業者数、冷凍・冷蔵庫の利用者、冷凍・冷蔵能力、水産加工品の生産量、水産加工品の販売金額、原材料の仕入れ先、工程管理の状況 |
| | | 水産加工工場 | | | |

2008年漁業センサス調査体系の見直し

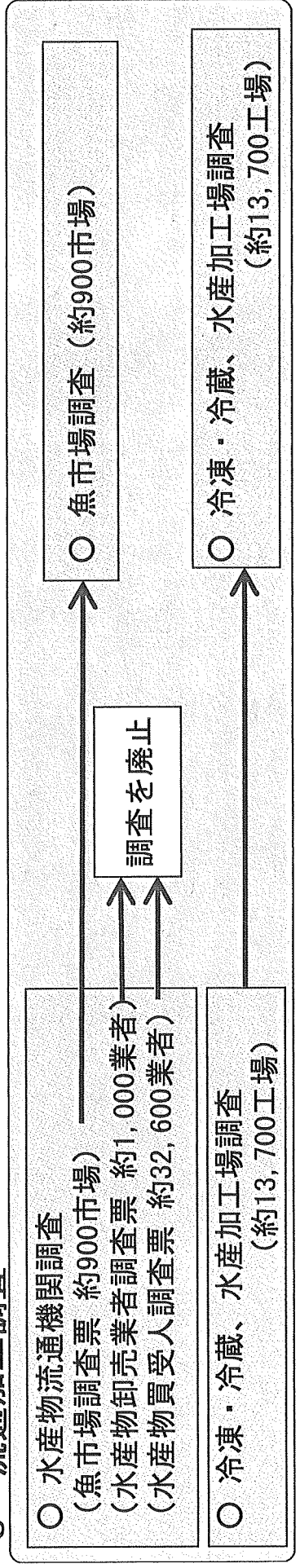
1 海面漁業調査



2 内水面漁業調査



3 流通加工調査



2008年漁業センサス年次計画表

| 年次 事項 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|----------|--|--|--|---|---|
| 全般的事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・漁業センサス研究会 | <ul style="list-style-type: none"> ・試行調査の実施(19年7月1日) ・漁業センサス研究会 ・統計委員会 ・母集団名簿の作成 ・用プログラムの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・センサス実施広報宣伝 ・母集団名簿の作成 ・調査員の任命 ・実査(20年11月1日) ・審査・集計 | <ul style="list-style-type: none"> ・集計 ・報告書作成 ・結果概要等の公表 ・褒賞関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・集計 ・報告書作成 ・英語版データベースの作成 ・地域分析書の作成 |
| 海面漁業調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・現地実態把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・試行調査の実施 ・調査票マスタラムの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・集計プログラムの作成 ・客体把握調査員による客体把握実査 ・審査・集計 | <ul style="list-style-type: none"> ・集計(1次集計) ・報告書作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・集計(2次集計) ・報告書作成 |
| 内水面漁業調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・現地実態把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・試行調査の実施 ・調査票マスタラムの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・集計プログラムの作成 ・実査 ・審査・集計 | <ul style="list-style-type: none"> ・集計(1次集計) ・報告書作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・報告書作成 |
| 流通加工調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・現地実態把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・試行調査の実施 ・調査票マスタラムの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・集計プログラムの作成 ・実査 ・審査・集計 | <ul style="list-style-type: none"> ・集計(1次集計) ・報告書作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・報告書作成 |